

第三者評価結果

事業所名：寒川湘南保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント>	
●理念（保育信念）・基本方針（保育方針）等は、パンフレット・重要事項説明書（入園のしおり）、法人・園のホームページ等に明記され、各クラス（保育室）にも掲示しています。理念は玄関入口にも大きく掲示し、園の目指す方向・考え方を読み取ることができます。職員全員が理念の「園児はわが子」であるという思いで子どもたちに接し、今身に付けてほしいことを生活の中で子どもたちに伝えていきます。年度ごとに、基本方針に沿った年間テーマを重要保育課題として取り上げ、取り組み等を保護者にも周知しています。また、理念や基本方針については、入園時だけでなく適宜、保護者等に説明していくことを期待します。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント>	
●社会福祉事業全体の動向については、本社幼児教育事業部が把握・分析しています。毎月開催の本社予算委員会で、保育のコストや利用者の推移等も報告しています。園長は、幼保小連絡会や実務者会議等に出席し、社会福祉事業を取り巻く現状を把握しています。また、寒川町子育て支援課から町内の待機児童の動向や地域福祉ニーズの情報を入手し、把握・分析しています。保育ニーズの把握は、保育所の存続や在り方の展望を考慮していくために必須と認識しており、地域での特徴・変化等の課題を分析しています。引き続き、利用者ニーズの把握に取り組んでいただきたいと思います。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<コメント>	
●法人としての目指すべき方向性を軸に、組織体制・人材育成等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。法人では、園長会議・本社役員との予算委員会を毎月開催し、各項目の現状報告・分析等を行い、改善すべき課題や問題点を明らかにしています。財務状況も必要な範囲でリーダー層には開示しています。経営状況や改善すべき課題について、職員への周知はまだ限定的です。課題の解決・改善に向けた対応を組織的に取り組んで行かれることを期待します。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント>	
●保育理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしていますが、中・長期的なビジョンを明確にした計画や具体的な方策を決め、実施の状況が具体的に示されていません。中・長期計画は、組織体制・人材育成等の経営課題や問題点を明らかにし、その改善に必要なだと思われ、職員に周知することが必要です。また、年度ごとに計画を見直し、社会情勢や制度改革等を確認しながらビジョンを明確にすることで、健全な経営が進められると思われ。中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されることを期待します。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>

●単年度の事業計画は、保育理念・基本方針の実現を目標に策定されている全体的な計画に基づき、実行可能な内容になっています。クラスの状況・子どもの様子・園を取り巻く環境の変化等を反映しています。年度ごとに重要保育課題として年間テーマを決め、今年度は「ぐんぐん育てよう丈夫な体」を作成し、話し合いをベースに皆で創る保育を目標にしています。英語教室・そろばん・書道等のカリキュラムを計画し、今年度から理科教室も計画しています。保育の質と働きやすさの相乗効果を取り組み課題とし、運営の改善に取り組んでいます。年度中間と年度末等に、事業計画の実施状況の評価を組織的に行うことを期待します。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>

●事業計画・行事計画は、前年度の反省を基に、職員の意見の集約・反映の下で策定されています。週・月・年ごとの評価・反省を園長・主任が把握し、職員会議で職員に説明し、周知・共有しています。安全管理・感染症対策会議や子育て支援グループの会議等、特に取り組むべき課題や方向性については、様々な話し合いの場を設けることで定着・浸透が図られるよう取り組んでいます。事業計画が計画通り遂行されているか日々の保育の中で確認し、各職員の日常業務の中で疑問があり見直しが必要な場合は、話し合い、確認しています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

●事業計画の主な内容が、保護者等に周知されるよう、玄関に重要事項説明書(入園のしおり)等を掲示しています。園での取り組みに関して、年1回の利用者アンケートを実施し、保育者参加の行事には印を付け分かりやすいよう工夫しています。毎年、年間保育カリキュラムを活動スケジュールとして立案し、年度初めの個人面談会で、年間の行事計画を分かりやすく作成した資料等で説明及び開示しています。例年、保護者懇談会で説明を行い、具体的に行動計画につなげ、行事への協力・参加を促進するための周知を図っています。今後、コロナ禍が落ち着くまでの周知方法も検討していただきたいと思います。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

<コメント>

●保育の質の向上に向け、職員の自己評価や第三者評価の受審等、組織的に取り組み、機能しています。職員は、毎月44項目の自己評価を行い、園は年1回の自己評価を行う等、保育の振り返りを行っています。今年度、第三者評価を受審し、その結果を全職員で共有し、課題等がある場合は解決のための取り組みを行う予定です。保育の内容について、抽出された課題は次年度に向けて改善や充実させる計画を立て、評価結果を分析・検討する場を組織として位置付けし、保育の見直し等に取り組んでいただきたいと思います。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	---

<コメント>

●自己評価に基づき、明らかになった課題等については、職員会議等で園長が評価結果を公表し、全職員で共有しています。評価結果から明確になった課題を整理し、職員参画の下で解決・改善に取り組み、園として保育の質の向上にも努めています。職員間でも取り組むべき課題を共有化し、園長が中心になり全職員で改善に取り組んでいます。また、毎年度末・行事実施後の利用者アンケートや職員自己評価シートによる評価を実施し、その結果を分析・検討することで、保育の質の向上に努めています。時間がかかる課題は、別に計画を立てて取り組み、改善の努力を継続していただきたいと思います。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
●園規則において、園長の役割と責任を明記しています。職務分掌表を年度初めの職員会議で配付する等、園長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っています。質の高い保育の在り方や一つのチームになるための方向性を描き、職員に明確に示すことが大きな役割と責任だと理解しています。園長は運営に関する全てを把握し、その役割と権限について会議や研修でも職員に表明しています。園長は平常時のみならず、有事における役割と責任も職員に表明し、不在時の有事の代行責任を主任・副主任が担うことを明確にし、職員は認識しています。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント>	
●園長は、厚労省の保育所長等研修等を受講し、最新の情報を収集し、職員に情報提供を行っています。ニュース等で報道される他園の事故等の情報については、朝礼等で伝え注意喚起しています。また、遵守すべき法令等や保育園の理念・基本方針・諸規定を十分に理解し、社会ルールや倫理に基づき、職員に職員会議等で周知・徹底しています。園長は、遵守すべき法令等の正しい理解は、園を運営するに当たり重要で多岐に渡ると考えています。園長は、保育園を取り巻く社会情勢や環境の変化等を考慮し、幅広い分野についても取り組んでいただくことを期待します。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
●園長は、理念や基本方針を具体化する観点から、保育の質の維持・向上に関する課題を把握し、改善に向けた取り組みを行っています。各指導計画や週案及び保育日誌等を確認し、適切な保育ができていのかどうか保育現場を巡回しています。課題があると感じた時は職員間で共有すると共に改善のための話し合いを行っています。保育の質を向上するために、日常の保育についての振り返り作業を怠らず、保育関連の情報を発信しています。保育の質の向上について、職員の研修の充実を図り、研修後に研修報告書を提出してもらい、法人全体で回覧しています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
●園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取り組みに指導力を発揮しています。園長は毎月の法人園長会議で職員確保状況や財務状況を報告し、本社役員と共に課題分析等を行っています。人事については、本社幼児教育事業部と連携し、適正な人材確保を行っています。園長はクラスの様子や職員の状況を把握し、人員配置や働きやすい環境整備に努め、非常勤職員も含めたシフトの作成により、職員の負担軽減・残業軽減にも努めています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント>	
●必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。保育の提供に関わる専門職の配置・活用等の効果的な計画を立案し、看護師も配置しています。ホームページ等の充実を図り、発信力の強化にも取り組み、人材紹介会社も利用する等、人材確保に努めています。キャリアアップ研修を計画的に推進し、職員の学びの機会を提供することで育成に取り組んでいます。職員配置を十分にし、残業ゼロ等、働きやすい環境を構築することで職員の定着率が高くなっています。さらに育成の充実を図るために、OJT等の見直しにも期待します。	

【15】 Ⅱ-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント>

●「職務にあたっての心得」を全職員に配付し、「期待する職員像」を明確にし、職員に周知しています。保育士として必要なスキルや職務遂行能力等、毎年会議等で明確にしています。職員のキャリア支援や職員からの意向・意見を把握し、評価・分析を行い、改善できることがあれば実施しています。職員が必要としているキャリアアップのための研修や資格試験のための費用は、園で補助しています。就業規則内に人事に関する基準が明記されていますが、職員が自らの将来の姿を描くことができるような総合的な仕組み作りが今後の課題となると思われます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 Ⅱ-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

●職員の有給休暇や時間外労働のデータは、毎月必ず確認する等、職員の就業状況を把握し、業務時間の平準化につなげています。園長が労務管理の責任者となり、職員が働きやすいようシフトの固定勤務を許可する等、シフトはワーク・ライフ・バランスに配慮して作成しています。多様な価値観や働き方に配慮するため、一人ひとりの意向や声を聴き、信頼関係の構築に努め、日常の気配りや対話をベースに対応しています。また、職員のストレスチェックを実施し、社内報で法人提携医のコラムや健康相談方法等を掲載し、回覧する等、心身のケアにも配慮しています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 Ⅱ-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

●「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されています。職員一人ひとりの業務推進の観察や情報に基づき、声かけや適切なアドバイスに努め、年度当初に目標設定シートを提出し、個別面談を実施しています。毎月、44項目の自己評価を実施する等、職員の質の向上に向けた体制が確立されており、自己評価表に基づき、年度末に面談を行っています。園の目標や方針を徹底し、日頃のコミュニケーションにより職員一人ひとりの目標が明確にされていますが、個別面談において、目標達成度の確認も実施されることを期待いたします。

【18】 Ⅱ-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

●園が目指す保育を実施するための「期待する職員像」を定め、入職時に配付する「職務にあたっての心得」にも明確にしています。職員のキャリアや役割により内容は違いますが、年間の研修計画を策定し、計画的にキャリアアップや内部研修を行っています。学びたい意欲のある職員に対して、内外の学びの機会は積極的に提供しています。研修後は研修報告書を作成し、園長に提出することで理解度の確認をし、研修報告書は全職員が情報共有できるようにしています。引き続き、研修計画の内容やカリキュラムも定期的に見直しを行い、職員の資質向上に努めていただきたいと思います。

【19】 Ⅱ-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

<コメント>

●個別の職員の知識・技術水準・専門資格の取得状況等は、園長が把握しており、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。外部研修に関する情報は園長が把握し、職員にとって必要だと思えば主任へ伝え、参加を促すようにしています。また、職員一人ひとりが研修に参加しやすいよう、シフトの調整等で配慮し、キャリアアップ研修等に参加できるように積極的に支援しています。職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTも継続していただきたいと思います。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 Ⅱ-2-(4)-①
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

<コメント>

●実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成については、主任・副主任が「実習生受入れに関する研修」に参加しています。実習生として、短大・専門学校から毎年数名受け入れる体制を整えています。実習生には事前にオリエンテーションを行い、実習の目的を明確にすると共に、実習生の意向に沿って内容を調整しています。約10日間の実習期間は毎日、各担当との反省会を行い、最終日には主任も交えて全体的な反省会を実施します。今後、実習生等の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、「実習生等の保育に関わるマニュアル」を整備する等、積極的に取り組んでいく予定です。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント>	
●ホームページ等の活用により、園の特長（理念（信念）や基本方針（保育方針）、園の特長）、保育・教育内容等が適切に公開され、積極的に発信しています。寒川町ホームページにも情報公開されています。また、玄関に重要事項説明書（入園のしおり）を置き、入園説明会等でも運営内容・書類関係の説明を行っています。第三者委員会を年2回開催し、理念や方針に基づく保育内容・ビジョン等を説明しています。今回の第三者評価の受審結果は、透明性を確保するため公表される予定です。地域に向けた発信は大切だと考えており、園の理念・基本方針・活動等を説明したパンフレット等で存在意義や役割を明確にしていく予定です。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>	
●福祉サービスを提供する主体として公正かつ透明性の高い経営・運営のための取り組みを行っています。保育園の事務・経理・取引等に関する各種規程やマニュアル類はファイルにし、いつでも閲覧できるようにしています。また、職務分掌、権限・責任等が明確にされ、職員に周知しています。本社の監査役が法人園長会議に出席し、財務についてのアドバイスにより経営改善を実施しています。寒川町の行政監査は年1回実施され、その都度改善を行っています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント>	
●子どもが地域の人々と交流を持つことは大切な取り組みテーマと考え、全体的な計画の中にも明記しています。子どもが地域活動に参加するように心がけており、近隣老人ホームとの交流をしていましたが、現在はコロナ禍のため実施していません。関係機関からの情報は「えんだより」等で保護者に提供しています。毎日午前中の散歩時には、地域の方と挨拶をする等交流を図るようにしています。毎週月曜日、朝の交通整備ボランティアに園として参加し、地域と交流をしています。今後、子どもの個別的状況に配慮しつつ、コロナ禍以前に実施していた大曲自治会等との交流の取り組みに期待いたします。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント>	
●ボランティア活動は地域社会と保育園をつなぐ柱の一つとして考えており、全体的な計画の中に受け入れ体制を明記しています。コロナ禍により大幅な減少になっていますが、地域の中学校の職場体験・高校生のインターンシップ等、学校教育への協力を行っています。月に1回、地域ボランティアによる習字・そろばん指導を受け、地域との関係が確保されています。今後、ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし、マニュアルの作成と受け入れ体制の整備等されると尚良いでしょう。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
●当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示し、常に連絡が取れるよう整備しています。「寒川町子育て支援課」と密に連絡を取り、「寒川町子育て支援センター」、「寒川町ファミリー・サポート・センター」等と定期的に連絡会を行い、そこで得た情報は朝礼や職員会議等で、全職員で共有しています。特に、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、速やかに行政や神奈川県中央児童相談所へ連絡が取れる体制を整え、必要に応じた情報を職員会議等で共有しています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント>	
●幼保小連絡会議や寒川町の各会議に参加し、関係機関及び民生委員・児童委員との意見交換や交流の場を通じて、変化していく地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めています。地域の畑を借りて芋掘りを行う等、地域との交流も図られています。また、「子育てサポートネットワーク会議」や「乳幼児関係施設団体連絡会」等の定期的な会議を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。現在、コロナ禍の中で制約されていますが、地域住民に対する育児相談事業等を通じて、多様な相談に応じています。今後も、地域の福祉向上のため、継続的な支援活動に取り組んでいただきたいと思います。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント>	
●地域資源の一つとしての立場を意識して、園としてできること・やるべきことに取り組んでいます。地域の福祉ニーズに基づいた活動として、一時保育に取り組み、子育てインフラとしての保育園の存在を積極的アピールする等、地域の福祉サービスの提供に取り組んでいます。防災については、災害時の備蓄や対応ノウハウがあり、地域住民の避難所となることも視野に入れ、地域に対して支援できる準備をしています。引き続き、自治会との連携を深め、地域の子ども育成支援や地域コミュニティの活性化に取り組んで行くことを期待します。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	
<コメント>		
●保育の内容に関する全体的な計画の中で、人権尊重・社会的責任を掲げています。職員は子どもの人権を守るために、保育の営みが法的制度的に裏付けられていることを認識し、理解しています。「全国保育士会倫理綱領」や規程等を基に、子どもを尊重した保育の提供において、職員が共通の理解を持つよう取り組んでいます。職員の自己評価内で人権に配慮した保育について評価し、振り返りを実施しています。姉妹園のある沖縄県の給食メニューを提供する等、郷土料理を通して文化の違い等も学んでいます。引き続き、職員研修を実施し、子どもを尊重した保育実践の構築に取り組んで行かれることを期待いたします。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<コメント>		
●プライバシー保護について、子どもの権利擁護に関する姿勢・責務等を明記した規程・マニュアルを整備しています。職員は入職時に個人情報に関する説明を受け、「職務にあたっての心得」等でプライバシー保護について理解を促しています。ホームページ・ブログ等での写真掲載は、入園時に保護者から同意を得、さらに使用する際にも承諾を得ています。一人ひとりの子どもにとって、生活の場に相応しい快適な環境を提供しています。オムツ交換等はトイレ内で行い、着替えは密にならないよう留意していますが、今後も子どものプライバシーに配慮した取り組み（子どもの羞恥心への配慮、男女別の配慮等）を期待します。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント>		
●利用希望者が保育園を選択するために必要な情報は、ホームページに掲載し、理念や基本方針・保育の内容・園の特色等を紹介しています。園の紹介は寒川町のホームページにも開示しています。保護者に説明すべき事項等を記載した重要事項説明書（入園のしおり）等、保育園選択に必要な情報を提供し、園の玄関にも掲示しています。入園希望者については予約で受け付け、主任がパンフレットを基に丁寧に説明しています。ブログをこまめに更新し、保育の様子が分かるよう工夫しています。また、コロナ禍の中でも園見学は継続して実施し、後日の質問にも対応しています。		

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

●保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意については、保護者の意向を念頭に置いて、できる範囲で配慮し、個別対応しています。入園説明会時に取り交わす重要事項説明書（入園のしおり）に沿い、利用に当たっての留意事項・緊急時の対応等、保護者に説明すべきことをわかりやすく説明し、書面にて同意を得ています。入園後に重要事項説明書（入園のしおり）に変更があった場合は、「えんだより」等でお知らせし、改めて同意書を得るようにしています。特に、配慮が必要な子ども、アレルギー対応児の保護者への説明についてはルール化し、適切な説明を行うようにしています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

●保育園等の変更において、子どもへの保育の継続性を損なわないよう配慮した対応をしています。中途での転園時等、ケースごとに必要性を検討して対応を行っています。小学校就学時に支援が必要と判断した場合は、直接当該学校に説明し、引き継ぎを行っています。保育所利用後の相談方法等は具体的に伝えていませんが、相談事がある際は、卒園時の担任が対応しています。卒園後のケアが必要な場合は、関係機関と連携し、継続した支援や見守りができるように取り組んでいます。今後、保育の継続に配慮した対応について、継続して子どもや保護者が相談できるよう、利用終了時に口頭で説明すると共に、文書化が望まれます。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

●日々の保育の中で、子どもがどれだけ満足しているかを把握するよう努めています。子どもの満足は日常の保育の中でそれぞれの意見・要望を聴き、解決すべきことがあれば対応しています。保護者の満足度は、年度末に利用者アンケートを実施し、その中で課題等进行分析・検討し、その結果を保護者に文書で公表しています。利用者満足を把握する目的で、年2回個人面談を行い、保護者の要望等を聞きとり、分析・検討の結果に基づいて具体的な改善につなげています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

●苦情対応マニュアルがあり、それに基づいて保育園・第三者委員で連携し、対応しています。苦情解決の体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、2名の第三者委員）が整備され、苦情解決の仕組みが確立しています。苦情対応の概要として責任者・担当者・第三者委員の氏名を重要事項説明書（入園のしおり）に記載し、保護者等に周知しています。苦情記録簿があり、記録を適切に保管しています。保育の質に関わるような苦情は、朝礼・職員会議等で職員に周知しています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

●重要事項説明書（入園のしおり）に、苦情対応の概要を記載しています。保護者が必要に応じて、相談でき、意見が述べられる環境作りのため、日頃からの会話・交流の積み上げを大切にしています。また、連絡帳やおたより帳での情報交換や、送迎時等の声かけで信頼関係を築き、話しやすい雰囲気作りをしています。相談や意見があった場合、園長は保育士からの報告を受け、保護者と話し、園長が保護者から知り得た情報を保育士と共有しています。年2回の個人面談では、「子育て支援室」をスペースとして活用し、静かな環境で意見を述べやすいよう配慮しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

●職員は、日々の保育の提供において、日頃から保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮しています。登降園時に職員から声をかけ、相談や意見等を伝えやすいよう配慮しています。苦情処理に関するマニュアルに沿い、保護者から意見を受けた場合には職員が迅速に対応し、どんな些細なことでも園長に伝わる体制を講じています。年度末等の利用者アンケートの実施・個人面談等、保護者の意見を積極的に把握する取り組みを行っています。保護者からの相談・意見は保育の質の向上や運営の改善に生かすよう心がけています。マニュアルの定期的な見直しを行い、組織的に対応できるよう期待いたします。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> ●危機管理マニュアルを策定し、責任者を明確にしています。年1回、事故防止委員会を開き、ヒヤリハットやインシデントアクシデント報告書を基に、分析・改善策・再発防止策を検討・実施しています。ニュース等で保育園での重大事故の報道があった際には、朝礼で伝えると共に職員への周知・注意喚起を行っています。園のスローガンに「安全・安心・安定」を掲げ、安全を考慮した設備（床暖房）・24時間対応防犯監視システム（警備保障会社セコム）等を整備しています。定期的に「安全点検チェック表」によるチェックを行い、危険箇所等の発見・改善に生かしています。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> ●国が策定した「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症の発生予防、または蔓延しないように、衛生管理を適切に実施すると共に、感染症の予防に努めています。感染症対策マニュアルを策定し、責任者を明確にし、看護師による内部研修を月1回行うことで、感染症に関する予防や対応策等を職員に周知しています。玄関に園内発生感染症を知らせるホワイトボードを設置し、毎日更新を行い、流行している病気の情報も記入しています。子どもが手に触れる棚・机・椅子・玩具等、毎日清掃・消毒し、安全確保に努めています。新型コロナ感染症対策として、検温はもとより、室内換気・手指消毒・うがい等、徹底した予防に努め、保護者からの家庭での健康チェックの報告も定着しています。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント> ●危機管理マニュアル内に防災マニュアルが入っています。立地条件から水害の影響を考慮し、別に洪水時の避難確保計画も策定しています。重要事項説明書（入園のしおり）に非常事態発生時の対応や避難先について記載し、緊急メール配信等、全職員に周知しています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、毎月1回の消火・避難訓練を実施しています。年間計画を消防署に報告し、訓練は記録に残し、次回訓練に反映させています。災害時の食料・ミルク・水やオムツ・発電機等、備品類を備蓄し、備蓄品リストの作成と記録により、定期的な管理を行っています。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	
<コメント> ●保育の柱とする全体的な計画では、毎年、法人本部から年間保育テーマが提示され、年間カリキュラムを立案して実践していく方法が確立されています。各クラスには開園当初から年間カリキュラム・月案が1つのファイルにまとめてあり、新しく計画を立てる際の参考としています。新入職者は、経験者とペアを組んで仕事をすると共に主任が一つひとつの基本ができていくかどうかを確認しています。標準的な実施方法により、保育実践が画一的にならないよう研修や個別指導等により周知徹底を図っています。標準的な実施方法が保育に提供されているかを定期的に確認するよう期待します。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	
<コメント> ●保育実践の振り返りのために全職員が参加する職員会議を年度末に設け、計画の反省・見直し等を行っています。会議での職員や保護者等からの意見や提案を反映し、年間カリキュラムは期ごとに検証・見直しを実施しています。子どもが必要とする保育内容の変化や、新たな知識・技術等の導入により、見直しが必要であると認識しています。その時々で起こった問題や社会の情勢等、子どもたちに関する事情が変化する度に、また、職員や保護者から意見・提案を受けた場合は速やかに検証・見直しを行います。検証・見直しに当たり、指導計画の内容が必要に応じて反映されますが、継続的な取り組みを期待します。		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

<コメント>

●指導計画は各クラスの担任が作成し、主任がチェックを行い、園長が確認し、適切に指導しています。保育所保育指針の改定の際は都度、全体的な計画の見直しを行っています。入園時の面談で得た各家庭環境、子どもの身体状況、生活状況について把握し、ケース会議・実務者会議等を通じて、異職種の関係職員等と協議を実施しています。また、全体的な計画内に保護者との情報共有・交換の支援項目があり、月案等に反映させています。指導計画の策定に当たり、保育士以外の職種の職員からも聞き、取り組んでいただくことを期待します。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント>

●保育所保育指針に基づいて指導計画が作成されています。週案・月案の指導計画に基づき、毎月の職員会議で評価・見直しを行っています。全体的な計画や年間指導計画は、職員会議や行事後の反省等で抽出した意見を次年度の計画に生かしています。見直しによって変更した指導計画の内容は、職員会議等で関係職員に周知しています。年度末の会議では、保育の質の向上に関わる課題・運営上の課題等も明確にし、評価結果を次期指導計画作成に生かしています。指導計画の見直しについては、組織的な仕組みを定め、課題があれば継続して取り組んで行くことを期待します。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

●個別記録・指導計画は統一した書式にて記入しています。全ての記録は、園長・主任が確認し、必要に応じて指導しています。保育所での情報は、遅番日誌(申し送り)・朝礼(朝礼ノート)・職員会議(議事録)等で共有しています。カリキュラムの記録以外に、子どもの発達状況や生活状況等を年3回成長の記録として作成しています。今後、記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしていただくと共に、コンピューターネットワーク等を通じて情報を共有する仕組みが整備されることを期待します。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

●就業規則及び個人情報マニュアルにより、各種情報の取り扱い方法や不適正な利用や漏洩に対する対策等を明記しており、職員に研修等を実施して遵守を促しています。重要事項説明書(入園のしおり)に個人情報の取り扱いについて明記し、保護者に説明し、同意を得ています。子どもの記録類については、基本的には法定保管年数を遵守するようにしています。子どもの記録は、鍵のかかる書棚で管理及び保管を行い、園長が責任管理をし、職員が使用する際には必ず了解・許可を得る仕組みになっています。その扱いについては職員に周知徹底を図っています。

第三者評価結果

事業所名：寒川湘南保育園

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>b</p>
<p><コメント></p> <p>●全体的な計画は保育園での生活を通して総合的に展開されるもので、児童憲章・条約・法令・保育所保育指針などの趣旨を捉え、保育理念「園児はわが子」を目的として、一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指すことを目標に編成しています。子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態等も考慮して作成しています。保育は専門性を有する職員が養護・教育・食育等を一体的に行っています。全体的な計画は年度末に評価を行い、次年度の作成に生かしていますが、保育に関わる職員が参画し、評価・見直しが継続することを期待します。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●保育室内は、エアコン・床暖房・空気清浄機・加湿器等が備えられ、温度・湿度・採光の環境は、「設備チェックリスト」を基に生活に相応しい場として常に適切な状態に保持しています。トイレや保育室は定期的に清掃し、玩具等子どもが手に触れるものは使用の度に消毒をし、衛生管理に努め、常に園内は清潔な状態が保たれています。換気については、保育室の天井が高く、常時窓を開ける等工夫をしています。発達過程を踏まえた安全な工夫がされ、子どもが利用しやすい設備になっています。また、3歳以上児は昼寝コットを使用しており、午睡時も衛生的な環境作りに努めています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>●入園児の面談や、児童票・連絡帳等から子どもの状況を把握し、朝礼や職員会議で情報共有し、個別に対応しています。家庭的でゆったりとした雰囲気大切に、子どもが安心して表現したり、欲求を伝えやすいよう配慮しています。表現が十分でない子どもには寄り添い、気持ちを汲んであげる等、関わりを大切にしています。子どもの発達に合った保育をするために、過度な期待をせず、気持ちに沿いながら保育に当たり、子どもの成功体験を増やし、褒めていくことで自信につながることを大切にしています。また、「ダメ言葉」を使わず「ほめ言葉」・「認め言葉」・「気づかせ言葉」の保育実践を行うよう「職務にあたっての心得」に明記しています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>●指導方針の「正しいつけ」・「自立」を基に、基本的な生活習慣を身につけることができ、自分でやろうという気持ちを尊重する等の配慮を行っています。自分でできたことの達成感や自信が持てるよう援助し、健康で安全な生活に必要な生活習慣を身につけることができるよう取り組んでいます。トイレへの誘導は、その子の状態に合わせて声かけを行い、衣服の着脱・食育等は個々の成長に応じた対応・支援を実践しています。散歩の目的地は子どもたちが決める等、安全に配慮しながら子どもの主体性を尊重し、援助しています。引き続き、家庭と連携し、規則正しい生活習慣が身につくよう援助を行っていただきたいと思います。</p>	

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

●子どもの「やりたい」という気持ちに寄り添い、対応できるよう環境を整備し、援助しています。午前中はできるだけ戸外活動を取り入れ、交通ルールを学ぶ経験をし、地域の方と挨拶を通して交流を図っています。園庭で野菜を育て、子どもが収穫した作物を調理して食べる等、自然と関わる機会も作っています。また、「かくれんぼ」等、ルールのある遊びを通して、順番を守る等、社会的ルールを身に付けられるよう支援しています。コロナ禍が落ち着けば、地域の人たちと接する機会や社会体験が得られる機会を設けていただくことを期待します。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

●安心して生活できるスペースで、一人ひとりの生活リズムを大切にしつつ、保護者との密な連携を重要視し、個々の生活習慣や発達過程等に応じて柔軟に対応しています。特定の保育士が応答的に関わり、個々の発達の姿を共有して保育計画を策定し、生理的な欲求の充足や情緒の安定を図りながら愛着関係を形成しています。子ども一人ひとりの活動を保証し、保育士が温かく見守りながら、安心できる環境の中で遊び・食事・休息を通じて集団生活を過ごしています。0歳児は発達が著しく、個人差が大きい時期であり、職員・嘱託医等と連携し、子どもの状況に応じた保育を行い、家庭との連携も密にしています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
--	----------

<コメント>

●養護と教育の一体的な展開の基礎を作る時期と捉え、一人ひとりの子どもの状況に応じて、子どもが自分の力で取り組もうとする気持ちを尊重しています。一人ひとりの発達過程等に応じ、基本的な生活習慣に対する自立の芽生えを尊重しています。子ども同士の関わりの中で、難しい部分は保育士が仲立ちをし、双方の気持ちを代弁する等しています。生活習慣の自立や言葉の理解等を学び、生活の中で子どもができることにはなるべく手を出さず、自発的な活動を促すよう心がけています。3歳未満児は、様々な遊びを始める時期であり、事故防止にも努め、家庭とは送迎時に声かけを行い、連絡帳で情報を共有するよう配慮しています。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
---	----------

<コメント>

●各年齢に関しては、クラスの様子や発達過程等を踏まえながら、段階的に目標を定め、取り組みを行っています。3歳以上児の保育は、健康・人間関係・環境・言葉・表現を身に付け、園の教育が小学校以降の生活につながるよう計画しています。保育目標として、3歳児は「自分のしたい事・言いたい事を言葉や行動で表現する」、4歳児は「つながりを広げ集団としての行動ができるようになる」、5歳児は「一つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感を味わう」と掲げています。また、5歳児は就学に向け、就学先の小学校との情報交換を行っています。

<p>A-1-(2)-⑧</p> <p>【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
--	----------

<コメント>

●保育園内は出入口に段差がありますが、保育室はバリアフリーになっています。保護者と連携し、必要に応じて医療機関や専門機関から相談や助言を受けています。障害のある子どもの保育について研修に参加し、知識や情報を得ています。常に、保護者の不安を取り除けるよう声かけをしつつ、家庭と保育園が連携して子どもを育てていくよう配慮しています。障害の診断を受けていないが入園後に発達の課題に気づいた場合は、個別対応で支援します。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、安心して生活ができる環境を整備する等、保育の内容や方法を検討していく予定です。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
--	---

<コメント>

●1日の生活を見通して、その連続性に配慮した子ども主体の計画性を持った取り組みとなっています。朝夕の合同保育では、安全に配慮しながら異年齢の子どもと一緒に過ごしています。個々の状況に応じて午後はゆったりとした保育に努める等、子どもの状況に応じて穏やかに過ごせるよう人員配置に配慮しています。延長保育の補食はありませんが、長時間保育の子どもに対しては午後のおやつで余りが出れば優先的に提供しています。子どもの状況等連絡事項については、遅番日誌で引き継ぎを行い、保護者へ伝えるようにしていますが、今後も連携が十分取れるよう配慮していただきたいと思います。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
--	---

<コメント>

●5歳児の計画の中には、小学校との連携や就学に関する事項が記載されており、それに基づく保育実践を行っています。子どもの小学校生活や学びにつながる保育内容の工夫を行い、その体制を講じています。しかし、コロナ禍以前は、近隣の小学校との交流、職員同士の対面での情報交換が行われていましたが、現在は十分なものになっていません。5歳児の担任が保育園の成長の記録として保育所児童保育要録を作成し、園長・主任が確認して郵送しています。引き継ぎ時には必ず対面または電話で、小学校とやりとりをしています。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
---	--------------

<コメント>

●健康管理に関するマニュアルを策定し、一人ひとりの子どもの健康管理を適切に行っています。毎月園内で行う身体測定や1日1回以上の着替えを行い、必ず全身のチェックを行っています。看護師を中心に子どもの体調悪化や怪我等の対応を行い、必要に応じて園から直接病院に行き、受診することもあります。看護師が年間保健指導計画を作成し、毎月「ほけんだより」を保護者に配付し、健康に関する方針を伝えています。入園時には必ず保護者にSIDSの説明を行い、SIDS対応では0歳児は5分ごと、1・2歳児は10分ごとのプレスチェックを行い、3歳以上児も20分ごとのプレスチェックを行っています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

●健康診断は年2回、歯科健診は年1回実施し、結果を健康診断簿等に記載し、記録することにより職員間で共有しています。特に、歯科健診の結果により治療の必要な子どもの保護者に対しては、かかりつけ医の受診結果を聞き、職員間で情報共有し、保育に生かしています。「むし歯0」を重点保育項目として、法人でプロジェクトを組み、保育へ反映しています。保護者には看護師が記入した「健康診断結果」を、担任を通じて配付及び報告を行い、必要に応じて受診を促しています。健康診断・歯科健診の結果が家庭での生活に生かされ、保健計画等に反映されることで保育に有効になるよう取り組んでいます。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

●「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。アレルギー疾患のある子どもの食事は、食器の色を変え、別トレイで提供しています。栄養士・調理師・保育士とのトリプルチェックを実施し、誤食が無いよう注意しています。朝礼で、当日の食事のアレルギー食材の有無を栄養士または調理師から伝えてもらい、ノートに記載し、職員へ周知しています。職員は、アレルギー疾患・慢性疾患等について研修を行い、必要な知識・情報を習得しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
●園の指導方針として「五感を育てる食育」を掲げています。全体的な計画に、5領域との関連性を構築した食育の推進を記載し、栄養士の策定する「食育計画」に基づき取り組みを行っています。食べたい物・食べられるものが少しでも多くなるよう、お代わりを用意し、苦手なものに対しては無理強いせず、食べられた時には褒めて自信につなげています。地元の安全で確かな食材を使った食事を提供し、全園児への炊き立て米飯の提供等、美味しく楽しく食べることを大切にしながら食育に取り組んでいます。自園調理による昼給食・おやつを提供で、当日のメニューサンプルを玄関に置き、紹介しています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
●一人ひとりの子どもの発育状況や体調等に合わせた食事の提供をしています。献立は栄養士が作成し、毎日の給食日誌を基に子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、工夫しています。行事の時はいつもとは違ったメニューを取り入れ、沖縄慰霊の日には、法人グループ園のある沖縄県の食文化を取り入れたメニューとしています。米は「寒川米」等、食材は信頼できる地元業者から仕入れ、安全・安心な食事になるように努めています。調理師・栄養士は、子どもの食事の様子を見えています。「衛生管理マニュアル」を基に、厨房内の衛生管理体制が確立され、衛生管理が適切に行われています。検査サンプルは2週間分保存しています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント>	
●家庭との毎日の密な連絡を心がけ、乳児は連絡帳、幼児はクラス活動の内容を書いたホワイトボード・おたより帳等で、保護者と情報共有しています。行事計画の中に保育参観週間を設けており、普段の保育や生活を見る機会を作っています。保育のねらいや保育内容について、保護者の理解を得る機会（懇談会・個別面談）を設け、保護者アンケートも実施しています。個人面談及び家庭の状況や保護者との情報交換の内容等は記録しています。今年度はコロナ禍のため多くの行事が中止になり、園内に入って園児の様子を見る機会が少なく、今後、園の様子を家庭に詳しく伝えていく方法を検討して行くことを期待します。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
●保護者が気軽に相談できるように、園長は、職員から積極的に話しかけ、コミュニケーションを取るよう指導しています。登降園時の対話や育児相談等にアンテナを張り、保護者と密に連絡を取り合うことで信頼関係を築き、相談・支援が行える体制を整えています。連絡帳では具体的な子どもの成長の様子や日々の事項を細かく伝えています。受けた相談は園長・主任へ報告し、職員は助言を受けて対応しています。必要に応じて記録を取り、朝礼等で職員間で共有しています。保護者の思いや意向・要望・不安や悩み等の相談に対して、全職員が対応できる体制を構築し、安心して子育てができるよう支援しています。	

【A19】 A-2-(2)-②
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

b

<コメント>

●虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう心がけ、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。登園時や着替えの時に視診を行い、不自然な怪我等がないか確認しています。疑いがある場合は、関係機関に連絡する体制が整っています。子ども・保護者の言動が気になる場合は職員間で情報共有を図り、状況の把握をしています。親子の些細な変化にも注意する目を持つ「気づき」を大切にしています。園内研修で虐待等権利侵害が疑われる時に利用するチェックシートを職員に配付し、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取り組みを行っています。今後、マニュアルの整備を含め、職員への研修を期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

●会議における保育活動についての話し合い、保育の質の向上に向けた自らの保育実践の振り返り（自己評価）を月1回行い、園長・主任が目を通しています。各クラスの指導計画や個別指導計画には評価・反省の欄を設け、次の計画につなげています。保育実践は結果だけでなく、子どもの心の育ち・意欲や取り組み姿勢等、発達過程を大切に、自己評価を行っています。保育士個人の課題から園全体の課題を抽出し、課題があれば一緒に考え、改善に向けて話し合い、保育の質の向上につなげています。自己評価に基づき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいますが、全員で互いにさらなるスキルアップを図っていかれることを期待いたします。